環境

家庭用電動式生ごみ処理機購入助成

家庭で発生した生ごみの減量化・再資源化のために、電動式生ごみ処理機を購入された世帯に対し補助金を交付しています。

生ごみ処理機を使用することで、生ごみを家庭菜園の野菜や花への堆肥として利用できます。

また、生ごみを乾燥させることで、ごみの減量につながります。

補助限度額　2万円で、処理機本体の購入価格（消費税額を除く）の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

申請　購入後に窓口で

※必要書類については、ホームページで確認またはお問合せください。

申請・問合せ先　廃棄物対策課☎072・433・7009

家庭ごみのふれあい収集を開始

ごみ出しを自力で行うことが困難な高齢者・障害者世帯を対象に、週1回職員が玄関先まで戸別収集に伺います。希望に応じて声かけを行い安否確認も行います。また、粗大ごみを自宅の部屋から出すことが困難な場合は職員が支援します。

詳しくは、お問合せください。

対象　世帯全員が次の①～④のいずれかに該当する世帯

①要介護3以上（介護保険法）である

②身体障害者手帳1級・2級を所持

③療育手帳Aを所持

④精神障害者保健福祉手帳1級を所持

※ただし、親族などの協力が得られるかたや病院・施設に入院・入居中のかたは対象外です。

申請開始　4月15日（月）

戸別収集開始　7月予定

※申込受付後、自宅へ伺い面談・審査後に収集決定を行います。

申請・問合せ先　廃棄物対策課☎072・433・7009

さくらねこ　無料不妊手術チケットをボランティア団体へ配布

市では、野良猫の数を徐々に減らし、住民への生活環境での被害軽減や改善を図るために、（公財）どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」に参加しています。

ここから受け取った無料不妊手術チケットを、市内の地域猫活動（TNR活動）団体へ配布し活用していただいています。

新たにチケットの活用を希望するボランティア団体のかたは、お問合せください。

問合せ先　環境衛生課☎072・433・7186　ID251174

アライグマを捕獲したかたへ交付金を交付

近年、アライグマによる農作物被害が増えています。アライグマは非常に繁殖力の強い動物ですが、捕獲することで個体数を減少させることができます。

農業被害防止を目的に、市内でアライグマを捕獲したかたに交付金をお渡しします。

捕獲交付金　1頭につき最大2500円（国1000円以内、市1500円）

交付手順　①アライグマ捕獲許可申請を農林課へ提出→許可書発行

②捕獲許可書発行後、捕獲檻を設置

③アライグマを捕獲後、農林課へ連絡

④職員が現地確認、アライグマの引き取り（アライグマ以外の動物が捕獲された場合、個人で放獣してください）

⑤交付金の交付

交付日　捕獲した日の翌年度4月以降

交付・問合せ先　貝塚市鳥獣被害防止対策協議会事務局（農林課内）☎072・433・7380

大型連休中もごみの収集は通常通りです

大型連休中も、ごみの収集は通常通り（月～金）行います。ごみは必ず朝8時45分までに出してください。

岸和田市貝塚市クリーンセンターへの直接持込みも受付しています。受付時間は月～金曜午後1時～5時（4時30分までに入場）です。祝日も受付しています。

なお、搬入の際は「一般廃棄物搬入申請書」が必要です。

問合せ先　廃棄物対策課☎072－433－7009、岸和田市貝塚市クリーンセンター☎072－436－5389

税

固定資産税の減免制度

固定資産税・都市計画税の支払いが困難で、次のすべての項目に該当するかたに税額の2分の1を減免する制度があります。

該当するかたは、毎年申請が必要です。

対象　①固定資産税（都市計画税含む）の年税額が5万円以下

②自己居住家屋の延べ床面積が70㎡以下

③所有者が特別障害者・ひとり親・寡婦・65歳以上（1月1日現在）のいずれか

④所有者が自己居住用の家屋とその敷地以外に固定資産を所有していない

⑤所有者および所有者と生計を同じくする全員の所得が住民税均等割非課税限度額以下

申請期限　納期限［今年度第1期分から申請する場合には5月31日（金）］まで

持物　納税通知書

申請・問合せ先　課税課☎072・433・7251／7253

岸和田税務署からのお知らせ

振替納税の引落日が近づいています。預金の準備をお願いします。

申告所得税および復興特別所得税　4月23日（火）

消費税および地方消費税　4月30日（火）

問合せ先　岸和田税務署☎072・438・1341

相談

7月から　みずほ銀行で市税などの納付ができなくなります

6月30日をもって、みずほ銀行の貝塚市収納代理金融機関の指定が取消しとなります。このため、7月1日以降、全国のみずほ銀行で市税などの納付ができなくなりますので、他の収納代理金融機関などをご利用ください。

問合せ先　会計課☎072－433－7352

税理士無料相談会

日時　4月19日（金）午後1時～4時

場所　貝塚市役所1階市民相談コーナー

予約・問合せ先　近畿税理士会岸和田支部☎072・436・0567

行政書士の相続・遺言無料相談会

日時　4月23日（火）午後1時～4時

場所　貝塚市役所1階市民相談コーナー

予約・問合せ先　大阪府行政書士会泉州支部☎072・457・9186

●各種相談一覧●

★土・日・祝日は休み。相談は無料です

相談	日時	場所	問合せ先
一般相談	午前8時45分～午後5時15分	市民相談コーナー	市民相談室☎433-7085
法律相談	第1～4木曜、午後1時～4時30分（2週間前から要予約）	市民相談コーナー	市民相談室☎433-7085
生活困窮者自立支援相談	午前8時45分～午後5時15分	市民相談コーナー	市民相談室☎433-7085
消費者相談	午前10時～正午 午後1時～4時30分 ☎433-7190（相談専用）	消費生活センター	市民相談室☎433-7085
多重債務相談	毎週火曜（要予約） 午前10時・午後1時・3時	消費生活センター	市民相談室☎433-7085
就労相談	午前9時～午後5時	就労支援センター	☎433-7086
教育相談	月・水・木曜 午前9時15分～午後4時45分 ☎0120-222-674	教育研究センター	教育相談室☎433-7110
行政相談	第3水曜午後2時～4時（祝日は翌日）	市民相談コーナー	魅力づくり推進課☎433-7232
教育相談（要予約）	木曜10時・11時・14時・15時	ハート交流館☎432-5959	
進路選択支援相談（奨学金など）	午前11時～午後5時	ハート交流館☎432-5959	
人権相談	午前8時45分～午後5時15分	人権政策課	人権政策課☎433-7160
人権相談	人権擁護委員による相談は、第1・3金曜午後2時～4時：岸和田市立男女共同参画センター 第4水曜午後1時～4時：貝塚市役所人権政策課	人権政策課	人権政策課☎433-7160
女性相談	第2・4月曜（要予約） 午後1時～4時	予約時に決定	人権政策課☎433-7160
総合生活相談	午前9時～午後5時15分	ひと・ふれあいセンター☎422-7523	
母子・父子相談	午前8時45分～午後5時15分	子ども福祉課☎433-7021	
子どもに関する相談	午前8時45分～午後5時15分	子ども相談課☎433-7022	
医療相談	①医療福祉相談（要予約） ②各種医療相談（要予約） ・がん・医療看護・女性専門 ・薬事・栄養・医療安全・禁煙 上記の時間などは、申込時にご確認ください。 ③認定看護師による総合看護相談 平日午前9時～正午（予約不要）	貝塚病院☎422-5865（代表）	

日曜特設一般相談は第1・3日曜に予約制で実施【問合せ先】市民相談室☎072－433－7085